

「最上传承野菜」ロゴマーク

使用管理要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、山形県に帰属する「最上传承野菜」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ロゴマークは最上传承野菜（別紙一覧のとおり。）のPRを図り、そのブランド力向上に資することを目的とする。

3 ロゴマークのデザインについては、別記「「最上传承野菜」ロゴマークマニュアル（以下「マニュアル」という。）」のとおりとする。

(使用許可及び管理を行う機関)

第2条 山形県は、ロゴマークの使用承諾及び管理業務を、最上传承野菜推進協議会（以下「協議会」という。）に委託する。

(用途)

第3条 ロゴマークの用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 最上地域内で生産された伝承野菜の出荷又は販売において使用するとき。
- (2) 最上传承野菜を原材料の全部又は一部に使用する加工食品において使用するとき。
- (3) 最上传承野菜を原材料の全部又は一部に使用する外食の提供において使用するとき。
- (4) 前号までに規定するもののほか、最上传承野菜の認知度向上のためロゴマークを使用するとき。
- (5) 前4号に規定するもののほか、協議会が別に定めるものに使用するとき。

(使用の届出)

第4条 第3条第1号から第3号までに規定する用途のため、ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ協議会に対して「最上传承野菜」ロゴマーク使用届出書（別記様式1）を提出しなければならない。

(使用の申請)

第5条 第3条第4号により、ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ協議会に対して「最上传承野菜」ロゴマーク使用申請書（別記様式2）を提出しなければならない。

(使用の承諾)

第6条 協議会は、前条により申請のあった内容について、第1条の目的に照らして適正と認められる場合は、これを承諾し、「最上传承野菜」ロゴマーク使用承諾の通知（別記様式3）をするものとする。

2 前項による承諾を行うにあたり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(表示に要する経費負担)

第8条 ロゴマークの表示に要する経費は、ロゴマークの使用者が負担するものとする。ただし、県が必要と認める場合はこの限りでない。

(事故、苦情等の処理)

第9条 ロゴマークの使用に関する事故又は苦情については、ロゴマークの使用者は、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

(適正使用の確保)

第10条 協議会の会長は、ロゴマークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用承諾の制限)

第11条 協議会の会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承諾をしないものとする。

- (1) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 宗教的行事、政治活動等に使用されると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になると認められるとき。
- (4) その他、ロゴマークの使用が適当でないとき。

2 協議会の会長は前項第3号に該当しないことを確認するために関係する行政機関に照会を行うことができる。

(使用承諾の取り消し)

第12条 協議会の会長は、ロゴマークの使用者が次各号のいずれかに該当した場合は、使用承諾を取り消すものとする。

- (1) マニュアルに反して使用したとき
- (2) ロゴマークを不正に使用したとき
- (3) 第9条の規定による必要な措置を講じなかったとき
- (4) その他「最上伝承野菜」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき

(使用上の遵守事項)

第13条 使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標法等関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (2) 第三者が登録商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに協議会に連絡すること。

- (3) 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、すべて使用者の負担により処理すること。
- (4) 使用者は許可を受けた事項以外の目的に本件ロゴマークを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については協議会と山形県が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年 6月21日から施行する。

「最上传承野菜」ロゴマークマニュアル

ロゴマーク

最上传承野菜は、最上地域の各農家で代々栽培継承されてきた野菜・豆類のことをいい、地域の歴史的背景や食文化を伝える貴重な地域資源として、「これまでも、またこれからもこの地で営々と栽培継承されていく」ことを願い、～全ては種と人の手から始まる～をコンセプトとして、野菜の「種」と人の「手」を用いて表現しています。



- 専用のデータにより、正確に使用すること。
- 色使いは、指定以外の色を使用しないこと。
指定色 カラー(DIC-380)又はモノクロ
- 変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
(縦横比を変えない拡大縮小は図形の変更とみなさない)

使用禁止例

図形を変形してはいけません。



他の図形・文字と重ねてはいけません。



※縦横比を変えない拡大・縮小は図形の変更とみなさない